

毎週火曜日発行(但休日相当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県行政組織規程の一部改正
- 鳥取県中小企業振興資金等貸付規則の一部改正
- 鳥取県桑苗検査規則の一部改正
- 理容師法施行細則の一部改正
- 美容師法施行細則の一部改正
- 収入証紙小売さばき人の指定
- 指定した小売さばき人の変更

規則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年十月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十八号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十条観光課の項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 鳥取県立大山観光会館に関する事

第二十一条第一項中

「鳥取県内職公共職業補導所」を

「鳥取県内職公共職業補導所
鳥取県立大山観光会館」に改める。

第四十五条の次に次の一条を加える。

(鳥取県立大山観光会館)

第四十五条の二 鳥取県立大山観光会館は、大山国立公園における観光利用に供するための機関である。

2 鳥取県立大山観光会館の位置は、西伯郡大山町である。

第五十七条の表 地方課の項中

危険物取扱主任者
等試験委員

消防法第十六条の二第一項の規定による危険物取扱主任者試験及び映写技術者試験の実施
に關する事務

を

危険物取扱主任者
等試験委員

消防法第十六条の二第一項の規定による危険物取扱主任者試験及び映写技術者試験の実施
に關する事務

鳥取県防災会議

災害対策基本法第十四条第二項の規定による防災計画の作成及びその実施の推進、災害に
關する情報の収集、災害救急対策及び災害復旧に關する関係機関の連絡調整並びに非常災
害に際し緊急措置に關する計画の作成及びその実施の推進に關する事務

に改める。

鳥取県固定資産評
価審議会

地方税法第四百一条の二第二項及び第三項の規定により知事の諮問に応じ固定資産評価基
準の細目及び固定資産の価格等の修正に關する知事の勧告並びにその他固定資産の評価に
關する事項についての調査及び審議に關する事務

附 則

この規則は、昭和三十七年十一月一日から施行する。
ただし、第五十七条の改正規定は、昭和三十七年十月十
二日から適用する。

鳥取県中小企業振興資金等貸付規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

昭和三十七年十月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十九号

鳥取県中小企業振興資金等貸付規則の一部
を改正する規則

鳥取県中小企業振興資金等貸付規則(昭和三十六年一
月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「商工組合連合会」の下に「商店街振興組
合(昭和三十七年法律第四百一十一号)に基づく商店街振
興組合及び商店街振興組合連合会並に」を加える。

第三条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号
とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会の施設
であつて商店街振興組合法第十三条第一項第一号若
しくは第七号又は第十九条第一項第二号に掲げるも
の
第六条第一項ただし書中「又は工場排水等の規制に關
する法律(昭和三十三年法律第百八十二号)第二条第三

項に規定する汚水処理施設」を「工場排水等の規制に關
する法律(昭和三十三年法律第百八十二号)第二条第三
項に規定する汚水処理施設又はばい煙の排出の規制等に
關する法律(昭和三十七年法律第百四十六号)第二条第
四項に規定するばい煙処理施設」に改める。
様式第四号を次のとおり改める。

(様式第四号)

工場等集団化計画書

- 1 組合の名称及び住所
- 2 組合の事業の概要
- 3 組合員の資格
- 4 地区内右資格者数及び組合員数
- 5 団地の概要
 - (A) 所在地
 - (B) 面積
 - (C) 地目(農地、山林、埋立地等の別)
- 6 集団化の必要性及びその効果

7 施設等設置計画の内容

(単位千円)

用途 区分	土地取得費 (坪) 面積 単価 所要 金額	造成費		建物		施設		費		所要 金額	繰上 減入 設備 費	開業 日 施設 費	合計
		工	場	倉	庫	事	務	所	住宅 等 施設				
組合員分													
組合員分													
合計													

(注) 1 関連事業費とは、上下水道、電話等直接建設に係るものをいう。
2 土地、工場建屋及び共同施設については、下記内訳表を添付すること。

ウ) 土地内訳

移 転 別	企 業 名	現有敷地面積 (坪)	団 地 内 敷 地 面 積 (坪)	所要 資 金 千円	貸付対象面 積 (坪)	貸付 対 象 金 額 千円	貸付希望額 千円
計							

ウ) 組合員の工場建屋内訳

移 転 別	企 業 名	現有建物面積 (坪)	団 地 内 建 物 面 積 (坪)		所要 資 金 千円	貸付対象 面 積 (坪)	貸付対象 金 額 千円	貸付希望額 千円
			工場 倉庫 事務所 小計	重量、鉄骨別				
合計								

ウ) 共同施設内訳

1 保証人
(1) 住所及び氏名

氏名	年令	職業	住 所

(2) 資産内容

(注) 資産内容証明書を添付すること。

(添付書類)

- 1 組合の定款、規約及び組合員名簿並びに事業計画書
- 2 設立登記簿本
- 3 団地の所在する地域を示す図面
- 4 団地内の建物、構築物その他の施設の配置を示す図面
- 5 組合員の最近の決算書類
- 6 保証人の連帯保証確認書
- 7 申請者がその経理、経営及び貸付対象施設等について県に必要な報告をしたその検査を受け又はその指示に従う旨を記載した県知事あての誓約書
- 8 土地購入予約書又は契約書の写

- 9 土地造成に係る請負契約書又は請負予約書の写
- 10 建物を設置する場合は下記書類の写。
 - (ア) 見積書(名称、構造、様式、坪数等を明記すること。)
 - (イ) 材料明細書
 - (ウ) 仕様書
 - (エ) 設計図(姿図、平面図及び断面図)

11 機械器具及び装置を購入する場合は下記書類の写

(イ) 見積書(名称、型式、能力、寸法、製造元名を明記すること。)

(ロ) 型録(又は図面)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第六条の改正規定は、昭和三十八年四月一日から施行する。

鳥取県桑苗検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年十月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗
鳥取県規則第六十号

鳥取県桑苗検査規則の一部を改正する規則

鳥取県桑苗検査規則(昭和二十八年十二月鳥取県規則第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号及び第六条中「一・八センチメートル以上」を「二・一センチメートル以上」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年十月三十日

鳥取県知事 石 破 二郎

鳥取県規則第六十一号

理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則 (昭和三十六年十月鳥取県規則第五十号) の一部を次のとおり改正する。

第十六条中第九号を削り、第十号を第九号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年十月三十日

鳥取県知事 石 破 二郎

鳥取県規則第六十二号

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則 (昭和三十六年十月鳥取県規則第五十一号) の一部を次のとおり改正する。

第十六条中第九号を削り、第十号を第九号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五百九十三号

鳥取県収入証紙規則 (昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号) 第五条第二項の規定により、収入証紙小売さばき人を次のとおり指定する。

昭和三十七年十月三十日

鳥取県知事 石 破 二郎

指定番号 氏 名 売さばき場所 住所 指年月日

三二八 日南町農業協同組合 日南町農業協同組合 日野郡日南町生山七三番地 昭和三十一年十月二十日

理事 入沢仁 日南町農業協同組合 日野郡日南町生山七三番地 昭和三十一年十月二十日

鳥取県告示第五百九十四号

鳥取県収入証紙規則 (昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号) 第五条第二項の規定により、指定した小売さばき人について次のように変更があつた。

昭和三十七年十月三十日

鳥取県知事 石 破 二郎

指定番号	新 旧 別	氏 名	売さばき場所	住 所	変更年月日
一 八	新	日南町農業協同組合石見支所 支所長 生田 春明	日南町農業協同組合石見支所	日野郡日南町上石見九二〇番地四	昭和三十七年九月一日
一 九	新	日南町農業協同組合日野上支所 支所長 久城 年治	日南町農業協同組合日野上支所	日野郡日南町矢戸一二〇番地二	"
二 〇	新	日南町農業協同組合阿昆縁支所 支所長 山城 能之	日南町農業協同組合阿昆縁支所	日野郡日南町阿昆縁一三〇七番地	"
一 九 四	新	日南町農業協同組合大宮支所 支所長 古郡 丈夫	日南町農業協同組合大宮支所	日野郡日南町印賀一一九七番地	"

一九七		一九五	
旧	新	旧	新
福栄村農業協同組合 組合長 橋上 千松	日南町農業協同組合福栄支所 支所長 加藤 久寿	山上村農業協同組合 組合長 坪倉 季来	日南町農業協同組合山上支所 支所長 坪倉 不二夫
福栄農業協同組合	日南町農業協同組合福栄支所	山上農業協同組合	日南町農業協同組合山上支所
日野郡日南町福家一〇 三四の三番地		日野郡日南町茶屋三六 七三番地	
〃		〃	

昭和四年四月五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
〔定価〕 一部 月 二五〇円 (送料共)